

第 2 号議案

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市商店街振興プラン検討協議会の設置等に伴い、所要の改正を行うもの
あります。

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1 府中市長の附属機関の表府中市保健計画推進協議会の項を次のように改める。

府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	(1) 府中市保健計画の推進に関する事項 (2) 府中市食育推進計画の推進に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	13人以内	2年
---------------------	--	-------	----

別表の1 府中市長の附属機関の表府中市基地跡地留保土地利用計画検討協議会の項を削り、同表に次のように加える。

府中市商店街振興プラン検討協議会	府中市商店街振興プランの案に関する事項 その他市長が必要と認める事項	9人以内	2年
府中市観光振興プラン検討協議会	府中市観光振興プランの案に関する事項 その他市長が必要と認める事項	15人以内	2年
府中市市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく府中市市民会館・中央図書館複合施設に係る特定事業の選定及び民間事業者の選定に関する事項 その他市長が必要と認める事項	7人以内	2年
府中市地域公共交通協議会	(1) 府中市地域公共交通網形成計画の推進に関する事項 (2) 地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関の運行に関する事項	20人以内	2年

	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項		
--	------------------------------	--	--

別表の2教育委員会の附属機関の表に次のように加える。

府中市スポーツ推進計画 検討協議会	府中市スポーツ推進計画の案に関する事項 その他教育委員会が必要と認める事項	10人以内	2年
府中市学校教育プラン検 討協議会	府中市学校教育プランの案に関する事項そ の他教育委員会が必要と認める事項	12人以内	2年
府中市学校適正規模・適 正配置検討協議会	市立学校の適正規模・適正配置に関する事 項その他教育委員会が必要と認める事項	12人以内	1年

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定（府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会の項を削る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 基地跡地留保地利用計画検討協議会委員の項を削る。

（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正）

- 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健計画推進協議会委員」を「保健計画・食育推進計画推進協議会委員」に改め、同表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

商店街振興プラン検討協議会委員	日額	11,000円
観光振興プラン検討協議会委員	日額	11,000円
市民会館・中央図書館複合施設 PFI事業者選定委員会委員	日額	11,000円
地域公共交通協議会委員	日額	11,000円

スポーツ推進計画検討協議会委員	日額	11,000円
学校教育プラン検討協議会委員	日額	11,000円
学校適正規模・適正配置検討協議会委員	日額	11,000円